

令和4年上尾市教育委員会第1回臨時会 会議録

- 1 日 時 令和4年2月8日（火曜日）
開会 午前9時00分
閉会 午前10時05分
- 2 場 所 上尾市役所 7階教育委員室
- 3 出席委員 教育長 池野和己
教育長職務代理者 中野住衣
委員 大塚崇行
委員 内田みどり
委員 小池智司
委員 谷島大
- 4 出席職員 教育総務部長 小林克哉
学校教育部長 瀧沢葉子
学校教育部参事 兼 学校教育部次長 関孝夫
教育総務部次長 清水千絵
学校教育部副参事 兼 学務課長 太田光登
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 瀧澤誠
教育総務部 教育総務課長 池田直隆
教育総務部 生涯学習課長 角田広高
教育総務部 図書館長 島田栄一
教育総務部 スポーツ振興課長 柳川忠明
学校教育部 学校保健課長 松木ヒロシ
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 小林正和
書記 教育総務課副主幹 上山英樹
教育総務課主査 田中輝夫
教育総務課主事 斎藤文香
- 5 傍聴人 2人

6 日程及び審議結果

日程第1 開会の宣告

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 議案の審議

議案第3号 令和3年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

議案第4号 令和4年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について

議案第5号 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第6号 上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

議案第7号 上尾市不登校対策推進委員会条例の制定に係る意見の申出について

議案第8号 教育委員会委員の辞職の同意について

日程第4 閉会の宣告

7 会議録

日程第1 開会の宣告

(池野和己 教育長) ただ今から、令和4年上尾市教育委員会第1回臨時会を開会いたします。本日、傍聴の申出はございますか。

(池田直隆 教育総務課長) 2人の方から傍聴の申出がございます。教育長の許可をお願いいたします。

(池野和己 教育長) 傍聴を許可いたします。ご案内をお願いします。

～傍聴人入場～

(池野和己 教育長) それでは、日程に従いまして、会議を進めます。

日程第2 会議録署名委員の指名

(池野和己 教育長) 「日程第2 会議録署名委員の指名」を行います。本臨時例会の会議録署名委員は、大塚委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(大塚崇行 委員) はい。

日程第3 議案の審議

(池野和己 教育長) 続いて、「日程第3 議案の審議」でございます。審議の前にお諮りいたします。本日予定しております議案は6件でございます。本日議題とする議案第3号から議案第7号までの議案5件につきましては、市議会に提出することとなる案件で最終的な意思決定前の情報であるため、また、議案第8号につきましては、人事管理に係る案件でございますので、非公開の会議として審議を公開しないこととしたいと存じますが、これらにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、本日の会議を公開しないものとして決定いたしました。それでは、ここからは、非公開の会議といたします。恐れ入りますが、傍聴の皆様は、ご退室をお願いいたします。

～傍聴人退場～

(池野和己 教育長) それでは、「議案第3号 令和3年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第3号につきましては、清水教育総務部次長が説明申し上げます。

(清水千絵 教育総務部次長) 議案書1ページ及び議案資料1ページをお願いいたします。「議案第3号 令和3年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」でございます。提案理由でござ

いますが、令和3年度上尾市一般会計補正予算（第14号）の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るため、この案を提出するものでございます。

今回の補正予算案は、例年の事業費の請負残の補正と、コロナ禍における事業の休止などによる事業費の残などの減額補正の予算計上となっております。

まず、歳入の補正についてです。16款 県支出金は、県の補助金を活用し、原市公民館などで行っている放課後子供教室に係る決算見込みによる減額と、22款 市債において、小・中学校の施設改修事業債及び中学校給食共同調理場設備更新事業債等の減額を計上したものでございます。17款 財産収入は、文化芸術振興基金の預金利子を計上したものでございます。

次に、歳出の補正についてです。主に、コロナ禍における事業の休止や事業費の残などによる減額補正となります。

次に、繰越明許費の補正についてです。小学校管理運営事業でございますが、すでに発注しております修繕工事等について、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、工期が延長され事業完了が令和4年度となることから、小学校費432万3千円を繰越明許とさせていただくものでございます。

議案書3ページをご覧ください。教育総務部の歳出補正の主なものについてご説明いたします。

教育総務課では、学校施設更新計画推進事業の委託料2,193万7千円、小・中学校の管理運営事業では、小学校費1億224万8千円、中学校費3,799万4千円について執行残の減額補正となります。小学校の管理運営事業の修繕工事費につきましては、繰越明許費補正でご説明しましたとおり修繕工事の工期延長を行うため、小学校費432万3千円を計上しております。

生涯学習課では、学校施設開放事業の300万3千円が新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を休止しておりましたので減額補正を計上しております。公民館管理運営事業では、工事請負費670万円の執行残の減額補正となります。

議案書4ページをお願いします。スポーツ振興課では、スポーツ大会・教室等開催事業で積立金393万9千円の減額となっております。

図書館では、図書館運営事業及び図書館施設管理事業の執行残の減額補正となります。

続きまして、学校教育部の主なものについてご説明いたします。

指導課では、指導方法改善事業726万円や英語教育推進事業1,432万6千円など執行残の減額補正となります。

議案書5ページをお願いします。学校保健課では、教職員健康管理事業として、845万1千円の執行残の減額補正となります。

中学校給食共同調理場では、中学校給食調理業務委託事業として、4,633万4千円の執行残の減額補正となります。

説明は以上となります。

（池野和己 教育長） ありがとうございます。議案第3号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

（大塚崇行 委員） 修繕工事の工期延長という説明がありましたが、小・中学校の体育館空調設備工事を執行できなかったということなのか伺います。

（池田直隆 教育総務課長） 体育館空調設備設置工事の入札の結果、見込んでいた額より小学校では約8,500万円程度、中学校では約3,200万円程度少ない額での落札となりましたので、その分を

減額補正しています。工事を執行できなかったということではなく、落札額と予算額との差額が生じたことによる減額補正でございます。また、その他の工事として、受水槽改修工事や校舎外壁工事においても同様の差額が生じておりますので併せて減額補正しております。

(大塚崇行 委員) 図書館の委託料で約3,800万円の減額や中学校給食共同調理場の委託料で約4,600万円の減額が行われているのはどのような事情なのか伺います。

(島田栄一 図書館長) 図書館運営事業の委託料の減額につきましても、入札の落札額と予算額との差額となっております。特に、本館及び9分館のカウンター業務を委託しておりますが、今年度から3年間の長期継続契約を締結しており、大幅な減額となっております。

(小林正和 中学校給食共同調理場所長) 中学校給食調理業務委託事業の委託料の減額につきましても、同様に入札の落札額と予算額との差額となっております。予算額が大きかったためその差額についても大きくなっているものでございます。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第3号 令和3年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続いて、「議案第4号 令和4年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第4号につきましては、清水教育総務部次長及び関学校教育部次長が説明申し上げます。

(清水千絵 教育総務部次長) 議案書6ページ及び議案資料8ページをお願いいたします。「令和4年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」でございます。提案理由ですが、令和4年度上尾市一般会計予算の教育に関する事務の部分の編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。

議案書6ページが教育費全体の歳入・歳出予算の内容であり、8ページ以降は各課の職員人件費を除く事業ごとの歳出予算の明細となっております。別冊議案資料8ページ以降が予算案の写しとなっております。

それでは、議案書6ページをお願いいたします。まず、教育費全体としての歳入予算につきましては、オリンピック・パラリンピック関連事業の終了などから減額となっております。15款 国庫補助金につきましては、増額となっており、その主なものは、特別支援教育就学奨励補助金増額と医療的ケア児のための看護師配置事業費補助金の新設に伴う増額となっております。22款 市債につきましては、主に小・中学校の施設改修事業債の減額と平方スポーツ広場整備事業債が皆減したものでござ

います。

続きまして、歳出予算につきましては、人件費を含む教育費合計で、56億4,223万6千円となっており、前年比3億7,999万7千円の減額となっております。

議案書8ページをお願いいたします。項目ごとに主な増減理由を申し上げます。まず、教育総務課分です。4 学校環境美化推進事業ですが、シルバー人材センターへの委託料につきましては、埼玉県 lowest賃金に基づき単価設定しておりますが、最低賃金の上昇を想定しての予算計上となっております。次に、6 学校施設更新計画策定事業です。令和3年度において、学校施設更新計画基本計画を策定し、地域ごとに検討委員会の立ち上げを予定しておりましたが、35%の枠にとられず、ゼロベースでの見直しとなりましたことから、令和4年度は、学校施設更新計画策定事業として計画の見直しに係る経費を計上しております。次に8 小学校コンピュータ整備事業及び13 中学校コンピュータ整備事業につきましては、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末に係るリース料、教職員用端末の整備などの費用を計上しております。また、1人1台端末の導入が完了したことから、減額となっております。次に7 小学校管理運営事業及び12 中学校管理運営事業につきましては、学校施設を維持管理するための費用となっております。1人1台端末、体育館空調の電気代、ガス代を考慮した計上となっております。また、全小・中学校の体育館にエアコンを整備する計画の設置工事につきましては、令和4年度は小学校13校、中学校4校の17校分の経費を計上しております。12 中学校管理運営事業では、高圧負荷開閉器交換工事などを12月補正で計上したため、減額となっております。

次に9ページをお願いします。生涯学習課分では、9 美術展覧会事業及び11 市民音楽祭事業につきましては、令和3年度予算の「コロナ禍の臨時財政運営方針」に基づく事業の見直しに伴い、事業を中止いたしました。令和4年度は事業費を計上しております。16 公民館管理運営事業は、公民館6館の維持管理や運営に係るものでございます。こちらも、12月補正で公民館施設改修工事費を計上したことにより減額計上となっております。

次に10ページをお願いします。図書館分では、1 図書館運営事業につきましては、図書館本館及び5分館3公民館図書室のカウンター業務費用、新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒液などの購入費を計上しております。カウンター業務費の適正化を図ったため減額計上となっております。2 図書館施設管理事業については、本館などの改修工事費を計上しておりますが、災害時対応の工事を今年度で終了するため、減額計上となっております。5 子どもの読書活動支援センター運営事業では、新しく学校の授業にあわせて「学校の授業をきっかけに読書が広がる本のセット」を小学校に配布するための経費を計上しております。

次にスポーツ振興課分では、2 スポーツ大会・教室等開催事業では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底し、上尾シティハーフマラソンを開催する費用などを計上しております。市民体育祭や市民駅伝競走大会など令和3年度予算の「コロナ禍の臨時財政運営方針」に基づく事業の見直しに伴い、事業を中止いたしました。令和4年度は事業費を計上しておりますので増額となっております。5 スポーツ交流事業は、本宮市との交流事業を行うための計上となっております。6 スポーツ振興課一般事務事業には、仮)スポーツ健康都市宣言のための経費も計上となっております。7 屋外スポーツ施設管理運営事業では、平方スポーツ広場の一部借地部分についての購入が完了したことから減額計上となっております。以上が、教育総務部の説明となります。

(関孝夫 学校教育課次長) 学校教育課関連です。議案書11ページをご覧ください。学務課分では、6 小・中学校業務改善支援事業では、来年度から新たに統合型校務支援システムを導入するための経費を計上してございます。このシステムは、教員がより一層、児童生徒への指導や教材研究に注力す

ることができる体制を整備することを目的に、児童生徒の名簿情報や出欠情報、成績情報などを連動させ、通知表や指導要録作成を行うものでございます。7、8、10、11の就学援助費補助事業及び特別支援教育就学奨励事業では、来年度からGIGAスクール構想に係るオンライン通信費について補助の対象とできるよう増額計上したものでございます。9 中学校特別支援学級設置事業では、令和3年度には大石中学校に特別支援学級を開設準備してまいりましたが、令和4年度には瓦葺中学校に開設準備を予定しているため、その経費として計上しております。

次に指導課分では、4 指導方法改善事業は、昨年度と比較では減額となっておりますが、これは教科書改訂に伴う教師用指導書の購入が終了し、学級増分の購入のみになったための大幅な減額でございます。その一方で、ICT支援員の配置につきましては、本年度は1名であったところを、来年度は8名に増員し、予算額ベースで約4,000万円の増額となっております。11 学力向上支援事業は、これまでも継続して行ってきた学力調査事業でございますが、増額して計上しております。これは、これまで児童生徒に、検査結果をフィードバックしていませんでしたが、学習への理解や学習意欲向上を図ることを目的とし、来年度からフィードバックする形での実施するためでございます。

議案書12ページの教育センターでは、3 不登校対策事業は、不登校状態の児童生徒に対して指導支援を行う学校適応指導教室の運営を行っておりますが、来年度から、これに加え、上尾市の不登校対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に不登校対策推進委員会を設置したいと考えております。本事業では、この委員報酬等を新たに計上しております。

次に学校保健課では、9 感染症対策等の学校教育活動継続支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経済的困窮で生理用品を用意することが困難な児童生徒に対し、無償で設置提供し、安心して学校生活を送れるよう支援する事業でございます。11 学校給食費支援事業は、準要保護児童生徒給食費援助事業に加え、本年度から児童生徒を3人以上養育する保護者に対し、第3子以降の学校給食費を補助するものでございます。この事業費として約2,600万円を増額計上しております。

議案書13ページの中学校給食共同調理場では、1 調理場備品等整備事業は、本年度実施した屋根の塗り替え工事が終了したための大幅な減額でございます。なお、来年度につきましては、食品安全対策として保温性の高い二重食缶の購入費用などを計上しております。2 中学校給食調理業務委託事業は、今年度から3年間の長期継続契約を締結し、各年度の契約額が決まっておりますので、予算額もその契約額の計上となりましたので、約4,600万円の減額となっております。

説明は以上となります。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第4号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(谷島大 委員) 生涯学習課の成人式事業について、今年度と比べると割合としては大きく増額となっておりますが、この内容について伺います。

(角田広高 生涯学習課長) 先日開催した令和4年成人式は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として3回制で行い、会場をメインの大ホールと映像を視聴する小ホールに分けて行いました。来年度につきましても同様の開催方法を考慮し、映像配信の業務委託料の分が増額となっております。また、本年4月の民法の改正により成人年齢が18歳になりますので、名称につきましては、今後検討してまいります。

(谷島大 委員) 学校保健課の通学路安全対策事業について、今年度と比べるとおよそ半減となってい

ます。昨年大きな交通事故が発生し、全国的にこの安全対策の見直しを行い、上尾市でも対策が取られたと思いますが、この減額になっている内容について伺います。

(松木ヒロシ 学校保健課長) P T A 連合会から上がってくる通学路の危険箇所については、今年度に提案されたところを来年度グリーンベルト設置等で対策していくところでしたが、今年度はそれを前倒してできるところは全て行ったことにより、減額となっております。令和5年度予算については、この減額したままということではなく、再度事業費の積算をして増額要望をしていきたいと考えております。

(小池智司 委員) 歳入予算の雑入の中で、学童電気等使用料として109万円が計上されていますが、この内容について伺います。

(池田直隆 教育総務課長) 一部の学校では、校舎内に学童保育所を設置しているところがございます。電気代については、一括して電力会社から請求されますが、学校教育以外の学童で使用している電気代については、学童保育所所管課で負担するべきものとなりますので、その学童から納入する部分として歳入に計上しております。

(小池智司 委員) 教育総務課の学校施設更新計画推進事業はゼロベースで見直しにより減額になり、来年度は学校施設更新計画策定事業として、その分を予算計上して計上されているということなのか伺います。

(池田直隆 教育総務課長) 令和3年度では、5月に計画を策定し、各エリアに分かれて会議を開いて検討を進めていく予定であったため推進という事業名でしたが、市議会や地域住民からの意見を踏まえ、ゼロベースで見直すという形になりましたので、今年度の委託料の予算は執行しておりません。見直すということですので、推進ではなく策定のための事業経費を計上したものでございます。

(小池智司 委員) スポーツ振興課の説明の中で、上尾シティハーフマラソン等のスポーツ大会を開催する費用が計上されているとありましたが、市民体育祭や市民駅伝も含まれているのか伺います。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) このスポーツ大会・教室等開催事業の中に、市民体育祭や市民駅伝、上尾市シティハーフマラソンの開催費用を計上しております。

(内田みどり 委員) 説明にあった統合型校務支援システムについて、その詳細について伺います。

(太田光登 学務課長) 教員の事務作業が非常に多い現状にあります。統合型校務支援システムは近隣市町村で導入が進んでおりまして、名簿や成績を様々な記録に共有できるようなシステムです。例えば、通知表で記録した内容を指導要録という別の書類に情報呼び出して利用することができるということがあります。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第4号 令和4年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続いて、「議案第5号 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第5号につきましては、柳川スポーツ振興課長が説明申し上げます。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 「議案第5号 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」でございます。議案書14ページ、15ページをご覧ください。提案理由ですが、指定管理者の指定の期間が令和5年4月1日から新たに開始することに伴い、市民体育館の維持管理に要する費用を算出し、受益者負担割合を勘案した上で、施設の利用に係る利用料金の額を改めることについて、法律の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。改正内容につきましては、別表1の団体利用の場合の利用料金、別表2の個人利用の場合の利用料金のうち、弓道場及び庭球場の利用料金について改めるものでございます。別冊の議案資料36ページ、37ページをご覧ください。36ページは改定前の料金表で、37ページは改定後の料金表でございます。料金の算出方法につきましては、上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針に基づき、事業費や延床面積、年間貸出可能時間などにより算出しております。なお、急激な増加に伴う市民生活への影響を考慮した激変緩和措置として、改定する金額の上限を現行額の1.5倍としております。その例としまして、現在、アリーナの午前の一般・学生の利用料金は4,300円ですが、改定後は6,400円となります。基本方針による算出方法では、利用料金の原価は16,760円で、受益者の負担割合を50%とすると、計算上の料金は9,200円ですが、改定金額の上限を1.5倍としますので、6,400円となります。夜間料金につきましては、実際、昼夜関係なく照明を利用していることから、今回の見直しでは差を設けず、昼の料金と同額としたため、現行料金より減額となります。改正の背景としましては、平成27年度「第8次上尾市行政改革大綱・実施計画」が策定され、見直しを行っていない手数料・使用料について、適正化を図ることとなり、「上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針」が定められました。本方針に基づき、市民が本来負担すべき割合等を勘案し、定期的に手数料・使用料等の見直しを行うこととなりました。また、利用料金制を採用している指定管理施設の指定管理期間にある使用料については、新たな指定管理期間が始まる時期に合わせて見直しを行うこととされております。市民体育館は、提案理由でも申し上げたとおり、令和5年4月1日から新たな指定管理期間が始まることから、このタイミングでの見直しとなります。最後に議案書15ページの附則をご覧ください。この条例の施行期日は、令和5年2月1日でございますが、経過措置としまして、新条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用に係る利用料金の額について適用し、同日前の利用に係る利用料金の額については、従前の例によると規定しております。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第5号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第5号 上尾市民体育館条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続いて、「議案第6号 上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第6号につきましては、柳川スポーツ振興課長が説明申し上げます。

(柳川忠明 スポーツ振興課長) 「議案第6号 上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」でございます。議案書16ページから18ページをご覧ください。提案理由ですが、上尾市平塚サッカー場の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものとするということについて、法律の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出するものでございます。平塚サッカー場は、令和2年度にリニューアルオープンし、大変多くの方にご利用いただいております。今後、民間事業者のノウハウを活用することで、住民サービスの更なる向上及び経費の削減が図れるものと考え、指定管理者制度導入について検討してまいりましたが、当施設は観客席や駐車場などの規模も小さく、クラブハウスやインターネット環境などの課題もあり、単独での制度導入は不可能であると判断いたしました。しかし、平塚サッカー場と市民体育館の2つの施設を合わせ、同じ指定管理者に管理運営させることで、様々な面でメリットがあると考えられることから、令和4年度に選定替えを行う市民体育館と同時に指定管理者制度の導入を行うものです。それでは、議案資料の39ページから42ページをご覧ください。上尾市平塚サッカー場条例の新旧対照表です。表の右側が「現行」で、左側が「改正案」となっており、表中の下線で記したところが改正部分となります。主な改正点につきましては、1点目、現行の「上尾市教育委員会」による管理が、改正案では「指定管理者」と改めるものでございます。2点目、現行は「使用料」に関する規定ですが、改正案では「利用料金」の規定に改めるものでございます。指定管理者制度では、「利用料金制」を採用することが可能となっております。利用料金制とは、使用料を指定管理者の収入にできる仕組みで、指定管理者の経営努力の促進と、地方公共団体の会計事務の効率化を図ることを目的としており、市からの指定管理料と合わせ、管理業務を行うための大きな財源となります。議案書にお戻りいただき、18ページの附則をご覧ください。この条例の施行期日は、新たな指定管理期間が開始される令和5年4月1日でございますが、経過措置としまして、この条例の施行日前に、教育委員会がした利用の許可その他の行為等については、施行日以後に当該指定管理者がした利用の許可その他の行為とみなすと規定しております。今後のスケジュール及び関係法令については、議案資料38ページに記載しておりますのでご参照ください。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございました。議案第6号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第6号 上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続いて、「議案第7号 上尾市不登校対策推進委員会条例の制定に係る意見の申出について」説明をお願いします。

(瀧澤葉子 学校教育部長) 議案第7号につきましては、瀧澤教育センター所長が説明申し上げます。

(瀧澤誠 教育センター所長) 「議案第7号 上尾市不登校対策推進委員会条例の制定に係る意見の申出について」でございます。議案書19ページから21ページ及び議案資料45ページも併せてご覧いただければと存じます。提案理由でございますが、不登校児童生徒への支援につきましては、さまざまな取組を行い、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行ってまいりましたが、不登校児童生徒は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。そのような中、平成29年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保に関する法律」が施行されました。それを受けまして、令和元年に「不登校児童生徒の支援の在り方について」の通知が文部科学省から出され、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が示されました。そこで、上尾市として、共通認識のもと、不登校児童生徒に対する対策を総合的かつ効果的に推進するため、附属機関として上尾市不登校対策推進委員会の設置をするものとして、本条例を制定することを市長に申し出たいので、この案を提出するものでございます。本委員会は、上尾市における児童生徒の不登校の課題解決に向けて、学識経験者や学校関係者、保護者代表等からの多面的・多角的な視点のもと、的確かつ実効性のある基本方針や対策等を検討・推進するための組織でございます。また、本委員会は、外部の委員が入って組織され、委員長が存在し、組織として意見を集約した上で、教育委員会に答申を行う機能を持っていることから、「附属機関」としての位置づけが適当であると考えられることから、条例の制定に係る意見の申出を行うものでございます。説明は、以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございました。議案第7号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(谷島大 委員) 全国的に不登校が急増し、上尾市でも同様の状況かと思えます。そのような状況下でこの委員会の設置についてはとても意義のあることであると思えます。この委員会の委員の人数については10人以内で組織するとありますが、来年度予算の中で、本委員会の委員報酬の人数が3人分計上されていましたが、来年度は3人で委員会を開催するというようなのか伺います。

(瀧澤誠 教育センター所長) 委員報酬を3人分計上しておりますのは、委員の構成として、校長代表

や教員代表、相談員経験者がありますが、こちらにつきましては市職員としての身分もありますので委員報酬を支払わない委員となる予定です。学識経験者と保護者代表併せて3人の方に本委員報酬を支払うことを予定しております。

(中野住衣 教育長職務代理者) 不登校児童生徒の状況を拝見していて、その原因について考えたり、教育相談を行っている相談員さんの方と意見交換したり、喫緊の課題である不登校については皆が課題意識をもって向き合っていますが、不登校児童生徒数は高水準で推移しており、その解決策や出口が見えない状況にあります。どのようにすればよいのか考えますが、原因を突き詰めていっても解決策が見えない中、その児童生徒が抱える背景が異なり様々なケースがありますので、これからは、児童生徒の居場所をどのようにするか自治体として考えていくことも大事になってくると思います。不登校になると、自宅で保護者と日常を過ごすことが多いと思いますが、そこから外に出ていくという事はハードルは高いのかもしれませんが、しかし、家庭からどこかへ出かけ保護者でない大人の人と関わりをもつということは、小中学校の児童生徒にとって視野を大きく広げることにつながると考えます。児童生徒の居場所について考える時に、ニーズはどこにあるのかいろいろな方の意見を聞いて具体的な方策を考えていく必要があると思います。私が教員であった時は、時代が違いますが、ほとんど不登校の児童生徒はいなかったのですが、現在、不登校が増えている背景を考える時、教育の本質を考えることも必要かもしれません。また、経験の浅い教員の皆さんにとっては、一人一人の不登校の児童生徒に関わる教育相談のノウハウを身につける時間もとれないと思いますし、それぞれの関係者が苦勞されている状況があると考えます。これから設立される本推進委員会では何か新たな議論が生まれていくと期待しております。

(内田みどり 委員) 本推進委員会には私も大変期待しております。不登校になっている児童生徒を学校に通わせるという事は大変エネルギーがいることであると思いますので、本推進委員会の中でも不登校を作らない対策を考えていただきたいということと、不登校の児童生徒の居場所を考えるということの2点を検討願いたいと思います。

(大塚崇行 委員) 本推進委員会に期待しております。これまでも様々なサポート体制が作られてきたと思いますが、本推進委員会の位置づけについて伺います。

(瀧澤誠 教育センター所長) これまでも、不登校支援のリーフレットの作成・配布をして啓発を図ってきましたが、依然として高水準に推移している状況がありますので、一步進んだ状況で、学校や家庭等の関係機関が一体となって、より具体的な支援策を生み出していくための附属機関として位置づけております。

(大塚崇行 委員) 個別の不登校児童生徒の案件について対応していくということがあるのか伺います。

(瀧澤誠 教育センター所長) そこまでは予定しておりませんが、全体としてどのような支援のあり方がよいのか支援策を検討する際に、具体的なモデルとして提案することも考えております。

(池野和己 教育長) 先ほど内田委員からご意見をいただいたように、一番の不登校対策は作らないことです。これまで不登校対策はすなわち不登校支援となっており、不登校になってしまった児童生徒に対する支援すなわちケアを意味しています。不登校を作らないために小学校と中学校の連携を図っ

て、これまで5年間やってきました。例えば、大きな成果は出てきていませんが、小学校の中学年からの出欠席の状況を進学先の中学校に入学する段階で情報として上げています。中学校ではそれを見て、心配な生徒をできるだけ早期から手が打てるように対策を考えています。

本委員会は、魅力ある授業を作っていくことなど本来不登校が生まれなかったためにどうするかについても検討することや、相談体制を作ることなど不登校になってしまった児童生徒に対するケアとしての支援について予算要求するにあたっての施策の方向性を示してもらうことも本委員会の位置付けだと考えています。

また、不登校という言葉には、学校へ戻すというイメージが昔からついていますが、文部科学省は学校ありきではないという方向で進めていて、子供の居場所としてフリースクール等が社会権を得てきておりますので、不登校対策推進委員会との名称ですが、そのような学校へ戻す以外のことについても総合的に考えていただき、専門家からの提案をいただければありがたいと思います。これまで教育委員会の中だけで検討してきた内容で対策を打ってきたところ、本委員会の設置は、科学的な根拠を得て対策を打っていくことができるという大きな一歩であると思います。

(中野住衣 教育長職務代理者) 小学校低学年の児童は入学した時や新学期の始まりの時に登校を渋ることが多く見られます。その時に大人の支援が必要です。保護者が昇降口まで一緒に登校したりしますが、そこで担任が引き受けられるといいのですが、クラス運営があるので、朝個別に対応するのは難しい状況にあらうかと思えます。そこで関わっていけるのは教頭であったり養護教諭であったりします。その時にどういう言葉をかけるか、教室まで足を運んだらどう授業につなげるか、細かい配慮が大事になってくると思えます。フリースクール等も同様で、登校した時に担当者が不在だった場合、どのように他の職員が声掛けや会話をしてその子の1日をつなぐかということに心を配っていると聞きます。学校でもコロナ禍の状況の中、対応が難しいこともあるかと懸念されます。子供と関わる専門家の支援など人的配置があるとプラスに働くこともあると考えますので、その辺の対応も検討をよろしく願いいたします。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

~委員全員から「はい」の声~

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第7号 上尾市不登校対策推進委員会条例の制定に係る意見の申出について」原案どおり可決することにご異議ございませんか。

~委員全員から「異議なし」の声~

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案どおり可決いたしました。続いて、「議案第8号 教育委員会委員の辞職の同意について」につきましては、中野委員の人事に係る案件ですので、恐れ入りますが、中野委員にはご退室をお願いします。

~中野教育長職務代理者退室~

(池野和己 教育長) 「議案第8号 教育委員会委員の辞職の同意について」説明をお願いします。

(小林克哉 教育総務部長) 議案第8号につきましては、池田教育総務課長が説明申し上げます。

(池田直隆 教育総務課長) 「議案第8号 教育委員会委員の辞職の同意について」でございます。議案書22ページになります。中野住衣委員から、令和4年1月31日付けで退職願が出されましたので、辞職について同意の議決を求めるものでございます。教育長宛に提出のあった退職願を朗読いたします。「退職願 私は下記の理由により令和4年3月31日付けで退職したいので承認されたくお願いします。記 理由 一身上の都合による」提出のあった退職願は以上でございますが、上尾市長宛にも、同日付け、同一の内容で退職願の提出がされております。次に、本議案の提案理由でございますが、令和4年1月31日付けで、辞職の申し出がなされたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、この案を提出するものでございます。法律第10条には次のように規定されております。「教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。」このように規定されていることから、今般、教育委員会において、ご審議いただくとともに、現在、並行して、市長部局においても、同意に関する決裁が回議されている状況でございます。なお、教育委員の任命については、法律において、市議会の同意を任命の要件としておりますが、辞職に当たっては市議会の同意を要件としていないため、この教育委員会の議決及び市長部局における同意の決裁がなされた時点で、辞職の要件を満たすものとなります。説明は以上でございます。

(池野和己 教育長) ありがとうございます。議案第7号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はございますか。

(池野和己 教育長) よろしいでしょうか。

～委員全員から「はい」の声～

(池野和己 教育長) ないようですので、採決に移ります。「議案第8号 教育委員会委員の辞職の同意について」原案どおり同意することにご異議ございませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(池野和己 教育長) 異議ないものと認め、原案のとおり同意することに決しました。中野委員はご入室をお願いします。

～中野教育長職務代理者入室～

(池野和己 教育長) 報告をさせていただきます。教育長及び教育委員4名の意見といたしまして、同意するということになり、今回の中野教育委員の辞職につきましては、教育委員会として同意しましたので報告させていただきます。ここに同意書を交付いたします。

～池野教育長から中野教育長職務代理者へ同意書を交付～

日程第4 閉会の宣告

(池野和己 教育長) それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。これ

をもちまして、令和4年上尾市教育委員会第1回臨時会を閉会といたします。お疲れ様でした。

令和4年3月24日 署名委員 大塚 崇行